

2019年7月

受益者の皆さまへ

SBIアセットマネジメント株式会社

「ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド」 信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素より弊社の投資信託に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび「ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド」(以下、「本ファンド」といいます。)につきまして、「特化型運用」を行うファンドとする旨の信託約款の変更を行いましたので、お知らせいたします。また、併せて配当控除の適用が可能である旨を明確化するため、信託約款に所要の変更を行いました。

なお、今回の変更は、いずれも本ファンドの運用の同一性が保たれる範囲内での変更であり、運用方針等に変更はありません。また、本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続は不要です。

今後とも変わらぬお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド

2. 変更内容

(1)「特化型運用」の適用

一般社団法人投資信託協会規則「信用リスク集中回避のための投資制限(分散投資規制)」では、ファンドの純資産総額に対する投資比率が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するものを「特化型」と規定しています。

本ファンドは、ソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業の株式に集中して投資を行い、上記「特化型」に該当するため、同規則に規定される投資制限に適合させるため、信託約款に所要の変更を行いました。

(ファンドは従来から、変更後の制限内で運用が行われており、この変更により商品としての基本的な性格に変更はありません。)

なお、公募投資信託は、2019年11月までに分散投資規制の適用が義務付けられているため、この度の交付目論見書の定時改訂に合わせて約款変更を行うことといたしました。

(2)配当控除の適用が可能である旨の明確化

収益分配金にかかる配当控除の適用が可能であることを明確化するため、信託約款に「非株式割合」という文言を追加いたしました。

3. 信託約款変更日

2019年7月29日

以上

お問い合わせ先

本件につきご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。なお、お客さまの個別のお取引内容に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

SBIアセットマネジメント株式会社
ホームページ <http://www.sbiam.co.jp/>
電話番号:03-6229-0097(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

(ご参考)

ソフトバンク&SBIグループ株式ファンド
約款に係る新旧対照表

下線部 _____ は変更部分を示します。

変更後	変更前
<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① (略)</p> <p>② 株式1銘柄の実質組入れ比率は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。マザーファンド受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持し、<u>非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。))</u>は、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>③ (略)</p> <p>3. 運用制限 ①～⑧(略)</p> <p>⑨ <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、ソフトバンクグループ株式会社、SBIホールディングス株式会社及びそれらのグループ関連企業が発行する各株式への実質投資割合は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。</u></p>	<p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① (略)</p> <p>② 株式1銘柄の実質組入れ比率は、100%を主要投資先(当該銘柄の時価総額が組入れ銘柄の時価総額合計の概ね5%を上回るもの)の数で除した値を概ねの上限とします。マザーファンド受益証券の組入れ比率は原則として高位を維持し、株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、信託財産の総額の50%以下とします。</p> <p>③ (略)</p> <p>3. 運用制限 ①～⑧(略) (新設)</p>

(変更適用日:2019年7月29日)